

国民年金 Q&A

国民年金
だより

問い合わせ先
保険年金課

☎(40)5558

Q 障害基礎年金とはどのようなものですか？

A 国民年金の加入中や20歳前の病気やケガが原因の、政令で定められた1級・2級の障害に該当するときに受けられる年金です。

【障害基礎年金を受ける条件】

国民年金の加入中に初診日があり、その前々月までに保険料納付済み期間（免除期間などを含む）が、加入すべき期間の3分の2あること。（国民年金の加入が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば受けられます。）

障害認定日（ ）に政令で定められている障害等の1級、または2級の状態であること。

20歳前の障害については、 の条件に該当していれば、20歳になったときから受けられます。（ただし、一定の所得制限があります。）

障害認定日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医者にかかった日（初診日）から1年6か月を経過した日か、その期間内に治った日（症状が固定した日を含む）です。

20歳

初診日の前々月

初診日

学生納付特例期間	納付済期間	免除期間	未納	納付済期間		
----------	-------	------	----	-------	--	--

← 保険料納付済期間（免除・学生納付特例期間）が2 / 3以上必要 → 6月 8月

【保険料納付要件の特例】

初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がなければ受給できます。

受けられる年金額（年金）	1級障害	990,100円
	2級障害	792,100円

【子がある場合の加算額】

障害年金受給者に、生計を維持している子がいる場合は、子の人数により以下の額が加算されます。

1人目・2人目	1人につき	227,900円
3人目以降	1人につき	75,900円

* 子とは18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子に限ります。

Q 遺族基礎年金とはどのようなものですか？

A 国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる妻（または子）が受けられる年金です。

【遺族基礎年金を受ける条件（以下のいずれかに当てはまる場合）】

国民年金の加入中に死亡し、死亡の前々月までに保険料納付済期間（免除期間などを含む）が、加入すべき期間の3分の2あること。（国民年金の加入が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば受けられます。）

老齢基礎年金を受けている人が死亡したとき。

老齢基礎年金の受給資格期間（原則25年）を満たしている人が死亡したとき。

20歳

前々月

死亡日

学生納付特例期間	納付済期間	免除期間	未納	納付済期間		
----------	-------	------	----	-------	--	--

← 保険料納付済期間（免除・学生納付特例期間）が2 / 3以上必要 → 6月 8月

【保険料納付要件の特例】

死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、前々月までの直近1年間に未納期間がなければ受けられます。

【子がある場合の加算額】

受けられる年金額（年額）	配偶者が受けられるとき	子が1人のとき	1,020,000円
	子が受けるとき	子が2人のとき	1,247,900円
子が3人のとき		1人につき75,900円を加算	
子が1人のとき		792,100円	
		子が2人のとき	1,020,000円
		子が3人のとき	1人につき75,900円を加算

* 子とは、18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子に限ります。